

会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和6年3月27日(水)
開催場所	新庄市役所 301・302 会議室
出席委員	高野博教育長、栗田正人委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠席委員	なし
出席課長	渡辺政紀教育次長兼教育総務課長、杉沼一史学校教育課長、伊藤幸枝社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午後2時00分より、教育長のあいさつで、3月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期を3月27日、1日とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が奥山京子委員と栗田正人委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和6年2月定例教育委員会、令和6年3月臨時教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

- (1) 令和6年3月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- (2) 令和5年度第2回社会教育委員会議について

(教育長)「令和6年3月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」私から報告します。
13名からの一般質問のうち、6名の方から教育関係の一般質問をいただきました。また、市長答弁になりましたが、新庄開府400年記念事業に関わる質問もいただきました。

はじめに、渡部正七議員からの、「様々な事情により、地域行事の開催をやめてしまうところが増えている。地域参加を促し、担い手不足解消に繋がるふるさと学習などの取り組みを強化してはどうか」という質問に対して、「市内すべての小・中義務教育学校で取り組んでいるふるさと学習では、児童生徒自身が地域に関心を持ち、興味あるテーマを決め、課題の設定から解決のための提案までを主体的に行っている。また、地域の歴史・文化の理解を深めるための取り組みとして、小中学生の歴史学習推進事業という、総合的な学習の時間において市職員による講話や、親子を対象とした市内文化財のバスツアーなどを行っている。そのほか、各学校に地域学校協働活動推進員を

配置し、地域資源や地域人材をつなげる役割を担ってもらうことで、ふるさと学習の充実を進めていきたい。引き続き、地域と学校、行政とが連携し、子どもたちが参加しやすい環境整備に努め、郷土への誇りと愛着を育む取り組みを充実させていく」と答弁させていただきました。次に、「スポーツに親しむことができる環境づくりが必要であるが、市の見解を伺う」として、「市民がスポーツに親しむことができる機会、高度な水準のスポーツに市民が触れることのできる機会の提供を増やすべきではないか。本市のスポーツ選手の競技水準の向上と指導者育成に向け、競技団体やスポーツ関係団体との連携強化をさらに図るべきではないか。また、今後のスポーツ施設整備の方針について伺う」という3つの質問に対して、「まず、市民がスポーツに親しむことができる機会として、軽スポーツの出前教室を行っており、放課後児童クラブや町内会、福祉施設に利用いただいている。また昨年開催した新庄キャッスルサイドリレーマラソン大会では県縦断駅伝競走大会に出場している選手を招待し、一般の参加者に大会で走る選手のスピードを体験してもらった。このような機会を増やし、市民が気軽にスポーツを行うことや競技レベルの高度な水準のスポーツに接する機会を創出できるよう継続していく。また、本市のスポーツ選手の競技水準の向上と指導者育成については、現在、市スポーツ協会に加盟する競技団体に聞き取りなどを行い、調査したうえで、プロスポーツ団体や各競技団体等と協議し、要望に合った講習会を行えるよう調整していく。今後のスポーツ施設設備については、競技を行うために更新が必要な設備や施設の安全管理など各施設の利用頻度、利用者数の推移を考慮しながら効率的に整備を図っていく予定である」と答弁しました。

次に、坂本健太郎議員から「市民の力を育てるには若いうちから活躍できる、チャレンジできる環境整備が必要であり、それらの取り組みが未来を担う中核人材を育てている。社会貢献をしたい、そのやり方や仲間づくりが分からない若者が地域活動をしたいと言った場合、それらを支援、促す取り組みはどのようなものがあるか」という質問がありました。それに対し「若者のまちづくり活動への参画を進めるためには、主体性のある人材を育てていくことが重要であると考えている。市民活動交流ひろば『ぷらっと』では、市民活動やボランティア等様々な活動を行っている団体や、社会貢献のための新たな活動を思案している団体・個人に対し、広域的な情報収集や調査・分析資料の提供、活動する際の事務的な作業のサポートなど多種多様な支援を行っている。そのほか、中高生や青年層を対象としたボランティアサークルでは、サークル活動を通して学生から大人までの人材育成を行い、将来の青年層のリーダーや市の未来を担う人材を育成していくことを目標としている。現状の課題として、高校を卒業した世代との関わりが難しくなっていることを認識しており、今後、ネットワークを築いていく必要があると考えている。さらに、青年層向けの講座やサークル支援を通じ、まちづくりを市と協働で進めていけるような人材を育て、若者が活躍できる環境整備を行っていきたい」と答弁しました。

3人目の山科正仁議員からの「各施設の利用状況と主な使用団体からの要望等に対しどのように受付・対応しているのか。また、体育施設における設備の整備状況について、近隣自治体との違いをどのように把握しているか。学校の部活動の地域移行にあたって、利用者の調整が重要になると考えるが見解を伺う」という質問に対し「各施設の利用状況などについて、体育施設は半年に1度、利用団体に使用希望調査を行って調整を図っている。利用回数や使用時間など特定の団体に偏らないよう調整し、施設を利用いただいている。施設に対する要望についても、使用希望の結果報告に合わせ回答を行っている。近隣自治体との違いについては特に把握等はしていないが、本市の体育施設の利用状況や要望、各競技種目の規則変更、利用者の安全確保に必要なものについては随時対

応していきたい。続いて、部活動の地域移行に伴う各施設の利用調整については、休日部活の地域移行を進めていくことになるので、地域クラブの活動場所については、休日の部活動を行わなくなる学校施設を中心に使っていただく」と回答しました。続いて、「進路指導について、教育現場で指導時に特に留意していることを伺う」という質問をいただきました。これに対し「進路指導については、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を通して、これからの予測困難な社会を生きる力の育成を目指し取り組んでいる。市内全校で『キャリア教育全体計画』を学校経営計画に位置付け、目指す子ども像や育てたい資質・能力を明らかにし、教育活動全体を通したきめ細かな指導を行っている。また、小学校から高校までの学びと活動の様子を記録し、継続して積み上げることで自らの変容や成長を振り返ることができる『キャリアパスポート』を作成している。今後も、児童生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を考えることができるよう、組織的かつ計画的な指導をするよう求めていく」と答弁しました。最後に「地元への回帰と地元で暮らす意識を持たせるためには、幼少期からの地元との交流が不可欠と考えるが、教育現場として特に力を入れて取り組んでいることを伺う」という質問をいただきました。これに対し、「ふるさと学習の中で、地域の方と交流しながら取り組む体験活動を行っている。また、授業以外では、児童生徒が地域の行事や活動に積極的に参加できるよう、児童生徒や保護者に対してイベント等の情報を提供し、児童生徒が地域に興味を持ち、参加するきっかけとなるよう呼びかけている」と答弁しました。

次に、山科春美議員から「旧北辰小学校校舎棟解体後に、北辰多目的運動広場の設置という方向性が提案されたが、その後の進捗について伺う」という質問をいただきました。これに対し「旧北辰小学校跡地の利活用については、社会資本整備総合交付金やスポーツ振興くじ助成金を活用しながら、多目的に利用可能な全面芝生化の運動広場の設置を検討していた。しかしながら、整備費用として、交付金や助成金を活用しても市の負担する部分が大きく、芝生を管理していくための経常的な経費も発生するため、広場的な活用という内容に変更はないが、整備内容については再度検討している」と答弁しました。

次に、鈴木啓太議員から、部活動の地域移行についてご質問がありました。「地域クラブ移行後に部活動はどう変わるのか。地域移行のスケジュールと進捗状況について、地域クラブの設立状況についての現状について伺う」という質問に対し、「はじめに、地域クラブ移行後の部活動について、平日はこれまで通り部活動を行い、休日の地域クラブについては任意加入となる。次に、地域クラブのスケジュール進捗状況について、『新庄市休日の部活動の地域移行検討委員会』にて検討を進め、令和5年度から令和7年度末までを休日の部活動の移行期間とし、令和6年度より原則休日の部活動を行わないこととしている。ただし、移行先の地域クラブがない場合に限り、学校に運営主体を残した形での活動を行えるが、移行先の整備が出来次第、地域クラブに移行することとし、令和8年度からは休日の部活動を地域クラブに完全移行することとしている。最後に、設立状況については、今年度地域クラブ設立に関する説明会を3回実施し、2月には各競技団体や文化団体と受け皿予定団体との意見交換会を開催し、地域クラブの登録の必要性について伝えさせていただいた。地域クラブ設立後は、市教育委員会に対し地域クラブの登録をお願いしており、登録された地域クラブについて、中学生とその保護者に向け広く周知を行っていく」と答弁しました。

最後に、佐藤悦子議員から、大きく分けて4つの質問をいただきました。1つ目の「学校のトイレの全洋式化と女子トイレへの生理用品の設置が必要ではないか。また、特別教室についてもエアコンを設置すべきではないか」という質問に対して、「トイレの洋式化について、現在、1ヶ所のトイレに最低1台以上の洋式トイレが設置されている状況である。今後、施設の構造や使用状況を踏

まえ、便器や個室の設置を進めていく。女子トイレへの生理用品の設置については、児童生徒の必要に応じて、常時保健室で提供できるようにしている。次に、特別教室へのエアコン設置について、普通教室への設置を優先的に実施しており、現在までに普通教室への設置率は100%となっている。今後も引き続き、各学校における特別教室の使用状況を踏まえ、さらに設置を進めていく」と答弁しました。次に「学校の統廃合については子どもの意見を聞くべきではないか。また、新庄小中学校はそれぞれの大規模改修によって長寿化を図る方が節約になる等が考えられるが、試算をしてみたいかがか」という質問をいただきました。これに対し「学校の統廃合など、学校の施設整備については、平成29年度に策定された『新庄市立学校施設整備計画』に基づいて進めており、明倫学園を建設した。今後は建設した義務教育学校の成果などの検証をしたうえで、児童生徒の人数の推移や、社会情勢の変化も踏まえ、統廃合や長寿命化を含めたあらゆる方向を調査研究しながら進めていくので、理解願いたい」と答弁しました。3つ目に「学校給食を無償化してはどうか。また、朝食を食べてない児童生徒に対し、市として子どもを支える取り組みを支援すべきではないか。さらには、就学援助について、自分が該当するか分かりづらいため、具体例を示してわかりやすくしてはどうか」という質問をいただきました。これに対し「学校給食費については、全国的に完全無償化を開始している自治体が増加している実態があるが、市の子育て支援施策のなかで総合的に検討するとともに、国の動向を注視していく。朝食を食べてこない児童生徒については、学校教育の中で朝食を食べてくる意識が高まるように、食育の中で朝食の大切さを伝えており、保護者に対してもPTA総会やお便り等を通じて、朝食をしっかりとって登校させていただくよう話をしている。そのような中で、家庭環境的に朝食の準備が難しい家庭については、朝食に限らず、家庭生活全般の支援に繋がるように市内で連携を取りながら対応している。次に、就学援助について、市ホームページでの周知、学校における保護者への周知、入学前の子どもについては保育所等を通じて全ての就学予定者に送付し周知している。対象世帯をわかりやすくということについては、今後、周知方法や周知の内容を工夫して、理解いただけるよう検討していく」と答弁しました。最後に「抜本的な教職員定数増が必要ではないか。教職員増を国へ要望すべきではないか。そして、不要不急な業務の削減に取り組むべきではないか。また、市独自の教職員の増員配置をするべきではないか」などといった質問をいただきました。これに対し「教員定数の増員については、これまでも県市町村教育委員会協議会や校長会などを通して要望してきた。今後も教職員の負担軽減を図ることができるよう、継続して要望していく。次に、不要不急な業務の削減について、教員の評価については県の実施要項に則って実施しているため、本市として削減することはできないが、勤務時間のなかで適切に評価がなされるように指導している。学力テストについても、法に基づき、国の政策に則って実施している。ただし、実施するにあたり、過度な事前の学習など、教職員や児童生徒の負担にならないよう働きかけている。研究授業については、学校の要望に合わせて、実施時期や授業者など、過度な負担がかからないように柔軟に応じている。また、教育委員会が主催する会議や研修については、参集型からオンライン型にしたり、クラウドを有効活用して、時間の短縮や回数の削減を図っている。次に、授業時数の削減について、新庄市としては、各校に対して年間計画を作成する際に標準授業時数に限りなく近づけ、余剰時数が過度に多くならないよう指導している。そして、年度初めに各校から提出される授業時数の計画と、年度末の報告を受けて状況を把握し、時数が多かった場合は見直すよう指導を行っている。次に、市独自の教職員の増員配置について、県の事業として教員業務支援員の配置を実施している。県においては事業の拡大に向けて検討しているようなので、この事業を活用しながら教職員の負担軽減を図っていく」と答弁しました。

(教育長) 只今の説明について質問があればお願いします。

(委員) 議員の質問の答弁のなかで、平成 29 年度に策定された新庄市立学校施設整備計画が挙げられていましたが、これについては、市のホームページ等へ掲載しているのでしょうか。

(教育次長兼教育総務課長) 会議資料のなかで議員の方はご覧いただいているかと思いますが、その名目でホームページ等への掲載はしておりません。

(委員) 議員のなかには新しい方もおりますので、今後この計画を進めていくにあたって、もう一度議員の方にしっかりと目を通していただいて、ご理解いただくことも大事になってくるのではないかと思います。

(教育長) 委員のおっしゃるとおりかと思しますので、ホームページへの掲載も含めて検討してまいりたいと思います。

(教育長) 次に「令和 5 年度第 2 回社会教育委員会議について」報告をお願いします。

(社会教育課長) 「令和 5 年度第 2 回社会教育委員会議について」ご報告をさせていただきます。2 月 21 日、社会教育委員 9 名にご参加いただきまして、令和 5 年度主要事業の成果について、令和 6 年度当初予算社会教育課主要事業についての説明をさせていただいた後、委員の方からご意見をいただきました。いただいた主な意見といたしまして、令和 5 年度主要事業の成果について「新庄開府 400 年記念事業として文化歴史を発信していくことを方針としていることは素晴らしい」、「歴史まちづくり計画を実践していくなかで、まちづくりをどうしていくかといった視点がとても重要になる」、「地域学校協働活動推進委員の方がいることで、教員ではわからない部分をしっかりサポートしていただいた」、「新庄小学校では、あじさいルームを開放して、子どもも地域の大人も楽しく活動している。また、明倫学園の明友サロンもすごく良い場所で、良い活動をし始めているといった印象がある」、「学校を核とした地域づくりがだんだんでき上がってきているのかなと感じる」、「子ども芸術学校について、子どもの減少や指導者不足により存続が心配である」といったご意見をいただきました。続いて、令和 6 年度の主要事業について「子ども芸術学校について、令和 5 年度はなんとかできたが、子ども達が少なくなってきた」「小中学校で文化部がなくなってきた。高校の文化部に繋がっていかなくて困っている」「生涯スポーツの面で、老人クラブが減ってきて高齢者の健康を維持するために、生涯スポーツを進める手立てができないものかと思う」というご意見をいただきました。

(教育長) 只今の説明について質問があればお願いします。

(委員) 質問なし

6. 議事

議案第 6 号 新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について

議案第 7 号 新庄市立学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 8 号 新庄市教育委員会事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令について

議案第 9 号 新庄市教育委員会の文書の様式を定める規程の一部を改正する訓令について

議案第 10 号 新庄市スクールバス運行管理規程の一部を改正する訓令について

議案第 11 号 新庄市指定文化財の指定について

議案第 12 号 新庄市教育行政有識者委員会委員の選任について

議案第 13 号 新庄市立新庄小学校運営協議会委員の選任について

議案第 14 号 新庄市立日新小学校運営協議会委員の選任について

議案第 15 号 新庄市立本合海小学校運営協議会委員の選任について

議案第 16 号 新庄市立升形小学校運営協議会委員の選任について

議案第 17 号 新庄市立新庄中学校運営協議会委員の選任について

議案第 18 号 新庄市立日新中学校運営協議会委員の選任について

議案第 19 号 新庄市立八向中学校運営協議会委員の選任について

議案第 20 号 新庄市立萩野学園運営協議会委員の選任について

議案第 21 号 新庄市立図書館協議会委員の選任について

議案第 22 号 新庄市スポーツ推進委員の選任について

議案第 23 号 新庄市文化財保護審議会委員の選任について

議案第 24 号 令和 6 年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について

議案第 25 号 出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について

(教育長) 議案第 6 号「新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 6 号「新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。こちらにつきましては、令和 6 年度から本市の行政組織を見直し、これまでの室制から係制に移行し、あわせて一般職の職員の職制などを見直すことに伴い、新庄市教育委員会行政組織規則について必要な改正を行うものでございます。第 4 条といたしまして、社会教育課に社会教育係及びスポーツ推進係を置き、第 5 条といたしまして、市教育委員会の事務局に置く職として、新たに課長補佐、総務主査、係長を置き、第 11 条第 1 項から第 3 項において、社会教育課の各係などにおける事務分掌を規定しております。続いて、第 15 条として、教育機関等に置く職に所長を置くことを規定しております。そして、別表に記載している各職の職務を見直すものであります。施行日は令和 6 年 4 月 1 日とするものです。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

(教育長) 今まで山屋セミナーハウスに所長はいなかったのでしょうか。

(教育次長兼教育総務課長) 正式に所長という職を持つ職員はおりませんでした。

(教育長) 特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 6 号「新庄市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 7 号「新庄市立学校管理規則の一部を改正する規則について」提案説明をお願いします。

(学校教育課長) 議案第 7 号「新庄市立学校管理規則の一部を改正する規則について」説明申し上げます。新庄市立学校管理規則について、学校の職及び職務を見直すために、必要な改正を行うものでございます。第 15 条中、『事務総括、』の次に『事務専門員、』を加えること、16 条中の『事務総括』の次に『および事務専門員』を加えること、また、第 16 条第 1 号から第 7 号までの『処理する』、『従事する』という言葉は『つかさどる』という言葉に統一するものでございます。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 7 号「新庄市立学校管理規則の一部を改正する規則について」は、提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 8 号「新庄市教育委員会事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令について」の提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 8 号「新庄市教育委員会事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令について」ご説明します。こちらにつきましては、市教育委員会行政組織規則の一部を改正し、市教育委員会事務局に置く職を見直すことに伴い、『業務名を冠する主査』を『主幹、主幹を置かない課にあっては、課長補佐』に改めるものでございます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日とするものでございます。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 8 号「新庄市教育委員会事務の専決及び代決に関する規程の一部を改正する訓令について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 9 号「新庄市教育委員会の文書の様式を定める規程の一部を改正する訓令について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 9 号「新庄市教育委員会の文書の様式を定める規程の一部を改正する訓令について」ご説明申し上げます。こちらにつきましては、市教育委員会行政規則の一部を改正し、教育委員会事務局に置く職を見直すことと、その見直しに伴い文書主任を廃止することから、市教育委員会の文書様式の様式第 6 号の文書処理カード、様式第 10 号の伺書、様式第 11 号の報告書について必要な改正を行うものでございます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日とするものでございます。

(教育長) 只今の説明について質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 9 号「新庄市教育委員会の文書の様式を定める規程の一部を改正する訓令について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 10 号「新庄市スクールバス運行管理規程の一部を改正する訓令について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 10 号「新庄市スクールバス運行管理規程の一部を改正する訓令について」ご説明申し上げます。こちらにつきましては、スクールバスの運行について、同規程の第 4 条において、運行の条件を規定しておりますが、通学手段の見直しにより、赤坂地区の児童生徒を、公共交通機関を利用できる地区として路線バスでの通学に変更するものであり、同条第 8 号において、赤坂地区を削除するために必要な改正を行うものでございます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日とするものでございます。なお、赤坂地区の児童生徒の通学に係る路線バス料金については、新庄市通学手段確保対策事業補助金の交付対象地区の児童生徒として、全額補助いたします。

(教育長) 只今の説明について質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 10 号「新庄市スクールバス運行管理規程の一部を改正する訓令について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 11 号「新庄市指定文化財の指定について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 11 号「新庄市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。新庄市文化財保護条例第 4 条及び第 24 条の規定により、次の 3 つの文化財を新庄市指定文化財に指定するものです。1 つ目に古文書の豊年瑞相談、2 つ目に古文書の天保年中巳荒子孫伝、3 つ目に史跡の鳥越八幡宮の土舞台です。新庄市文化財保護条例の規定に基づき、市にとって重要な文化財を市指定文化財に指定するため、提案するものであります。豊年瑞相談について、宝暦 3 年に起きた城下の火災や、宝暦 4 年の米の作柄や天候・米の価格、宝暦 5 年から宝暦 6 年にかけて起きた飢饉の惨状などが記されております。また、新庄祭りの起源である天満神社の祭礼についての記述もございます。続いて、天保年中巳荒子孫伝につきましては、宝暦の飢饉の記録である「豊年瑞相談」と同じく、町人が記した飢饉の記録であり、町人目線での当時の飢饉の惨状が詳細に記録されている点や、新庄まつりの起源となった天満神社の祭礼について、当時の様子が詳細に記されている点で、本市の歴史上貴重な資料であります。最後に、鳥越八幡宮の土舞台については、松田甚次郎を中心とする鳥越地区の青年たちによる農村更生の実践活動の場として、唯一現存する貴重な場所であり、文化財として指定することで、松田甚次郎の功績を広く伝えるとともに、地域住民の文化財保護の機運が醸成され、次世代への保存と一層の活用が図られることが期待されるとしております。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 11 号「新庄市指定文化財の指定について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 12 号「新庄市教育行政有識者委員会委員の選任について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 12 号「新庄市教育行政有識者委員会委員の選任について」ご説明します。こちらにつきましては新庄市教育行政有識者委員会委員が、今年度末で任期満了となるため、新庄市教育行政有識者委員会設置要綱第 3 条の規定により、委員を委嘱するために選任していただくものでございます。再任 3 名、新任 3 名の 6 名であり、いずれの方も教育に関する造詣が深く、市教育行政有識者委員にふさわしい方々であると考えております。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年でございます。

(教育長) 只今の説明について質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 12 号「新庄市教育行政有識者委員会委員の選任について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 13 号から議案第 14 号ですが、社会教育課の各審議会、協議会等の委員の選任についての提案で、関連がありますので一括して提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 13 号「新庄市立新庄小学校運営教育協議会委員の選任について」新庄市立学校運営協議会規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、新庄市立新庄小学校運営協議会委員に選任するものです。6 名のうち、再任が 3 名、新任が 3 名となっております。委員の任期満了に伴い新たに委員を選任するものであり、任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。続きまして、議案第 14 号「新庄市立日新小学校運営協議会委員の選任について」ですが、こちらも任期満了に伴い選任するものであります。8 名のうち、再任が 4 名、新任が 4 名となっております。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 13 号「新庄市立新庄小学校運営協議会委員の選任について」、議案第 14 号「新庄市立日新小学校運営協議会委員の選任について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 15 号「新庄市立本合海小学校運営協議会委員の選任について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 号第 6 項の規定により齊藤浩昭さんの退席を求めます。

— 齊藤委員 退席 —

(教育長) 議案第 15 号の提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 15 号「新庄市立本合海小学校運営協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。こちらも任期満了に伴い、新たに委員を選任するものであります。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まででございます。なお、6 名のうち、再任が 3 名、新任が 3 名となっております。

(教育長) 只今の説明の齊藤浩昭さんの選任についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 15 号「新庄市立本合海小学校運営協議会委員の齊藤浩昭さんの選任について」は、

提案のとおり承認されました。暫時休憩いたします。

— 齊藤委員 着席 —

(教育長) 休憩を解いて再開します。議案第 15 号「新庄市立本合海小学校運営協議会委員の選任について」引き続き他の方についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 15 号「新庄市立本合海小学校運営協議会委員の選任について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 16 号から議案第 18 号ですが、社会教育課の各審議会、協議会等の委員の選任についての議案で、関連がありますので一括して提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 16 号「新庄市立升形小学校運営協議会委員の選任について」、委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任するものです。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。続きまして、議案第 17 号「新庄市立新庄中学校運営協議会委員の選任について」、こちらも委員の任期満了に伴い新たに委員を選任するものです。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。7 名のうち、再任が 3 名、新任が 4 名となっております。続きまして、議案第 18 号「新庄市立日新中学校運営協議会委員の選任について」、こちらも委員の任期満了に伴い新たに委員を選任するものです。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで、なお、7 名のうち、再任の方が 3 名、新任の方が 4 名となっております。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 16 号「新庄市立升形小学校運営協議会委員の選任について」、議案第 17 号「新庄市立新庄中学校運営協議会委員の選任について」、議案第 18 号「新庄市立日新中学校運営協議会委員の選任について」は、提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 19 号「新庄市立八向中学校運営協議会委員の選任について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により齊藤浩昭さんの退席を求めます。

— 齊藤委員 退席 —

(教育長) 議案第 19 号の提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 19 号「新庄市立八向中学校運営協議会委員の選任について」ご説明します。

こちらにつきましても委員の任期満了に伴い新たに委員を選任するものです。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。

(教育長) 只今の説明の斉藤英昭さんの選任についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 19 号「新庄市立八向中学校運営協議会委員の斉藤英昭さんの選任について」は、提案のとおり承認されました。暫時、休憩いたします。

— 斉藤委員 着席 —

(教育長) 休憩を解いて再開します。議案第 19 号「新庄市立八向中学校運営協議会委員の選任について」引き続き他の方についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 19 号「新庄市立八向中学校運営協議会委員の選任について」は、提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 20 号から議案第 23 号ですが、社会教育課の各審議会、協議会等の委員の選任についての議案で、関連がありますので一括して提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 20 号「新庄市立萩野学園運営協議会委員の選任について」、委員の任期満了に伴い新たに委員を選任するものです。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までで、12 名のうち、再任が 7 名、新任が 5 名となっております。続きまして、議案第 21 号「新庄市立図書館協議会委員の選任について」、新庄市立図書館条例第 9 条の規定により、新庄市立図書館協議会委員に選任するものです。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までで、協議会委員の任期満了に伴い、新たな選任するものであります。なお、4 名のうち、2 名が再任、2 名が新任となっております。続きまして、議案第 22 号「新庄市スポーツ推進委員の選任について」、新庄市スポーツ推進委員規則第 4 条の規定により、新庄市スポーツ推進委員に選任するものです。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までで、委員の任期満了のため、新たな委員を選任するものであります。なお、17 名のうち、15 名が再任、2 名が新任となっております。続きまして、議案第 23 号「新庄市文化財保護審議会委員の選任について」、新庄市文化財保護審議会条例第 2 条の規定により、新庄市文化財保護審議会委員に選任するものです。任期は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までで、審議会委員の任期満了のため、新たな委員を選任するものであります。なお、9

名のうち、7名が再任、2名が新任となっております。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特に異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第20号「新庄市立萩野学園運営協議会委員の選任について」、議案第21号「新庄市立図書館協議会委員の選任について」、議案第22号「新庄市スポーツ推進委員の選任について」、議案第23号「新庄市文化財保護審議会委員の選任について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第24号「令和6年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第24号「令和6年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について」ご説明申し上げます。異動する職員につきましては、選挙管理委員会事務局長が社会教育課課長兼山屋セミナーハウス所長として転任し、社会教育課長が監査委員事務局長に転出するなど、市教育委員会全体で転出8名、転入8名、合わせて16名の異動となっております。また、最上広域市町村圏事務組合との人事交流として、1名の方が社会教育課に参ります。なお、行政組織の改正等により、職名が教育総務課 教育総務主査から、教育総務課長補佐に変更するものが1名おります。事務局職員の人事異動については以上でございます。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第24号「令和6年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第25号「出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について」の提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第25号「出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について」ご説明申し上げます。本案につきましては、市、議会ほか、市の各種行政委員会の合同訓令により定めた出勤簿整理規程について、令和6年4月1日から、本市の行政組織の見直しによって室制が廃止されることに伴い、同規定により定める様式第3号、出勤簿に関する報告書の室長を課長補佐とし、決裁欄の一部を削除するために必要な改正を行うものでございます。施行日は令和6年4月1日とするものでございます。こちらにつきましては、市、議会ほか、市の各種行政委員会の合同訓令により交付するものでございます。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見あればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 25 号「出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について」は提案のとおり承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 3 時 6 分、3 月の定例教育委員会を閉会する。

4 月定例教育委員会を、4 月 22 日 (月) 午後 2 時 00 分より市役所 301・302 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____